

清算人選任申立書②（【株式会社】用益型に関するもの）

印 紙  
1,000円  
貼 付

注1

清算人選任申立書

(※ 割印不可)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

東京地方裁判所民事第8部 御中 注2

申立人代理人弁護士 〇 〇 〇 〇 〇

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

申 立 人 株式会社〇〇〇〇 注3

同代表者代表取締役 〇 〇 〇 〇

(送達場所) 〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇法律事務所

同代理人弁護士 〇 〇 〇 〇

TEL 03-0000-0000

FAX 03-0000-0000

申立ての趣旨

〇〇株式会社（本店 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番地）の清算人の選任を求める。

申立ての理由

- 1 申立人は、建設工事等を目的とする株式会社である（甲第1号証）。
- 2 前記〇〇株式会社（以下「本件会社」という。）は、令和〇〇年〇〇月〇〇日解散し、□□□□が清算人に選任され、令和〇〇年〇〇月〇〇日清算終了により、その登記記録が閉鎖された（甲第2号証）。その後、□□□□は、令和〇〇年〇〇月〇〇日、死亡した（甲第3号証）。
- 3 本件会社は、別紙物件目録記載1の不動産（以下「本件不動産」という。）を所有している（甲第4号証）。
- 4 △△△△は、本件不動産に面する別紙物件目録記載2の土地（以下「私道部分」という。）及び同目録記載3の土地（以下「工事敷地」という。）

を所有しているところ、本件不動産及び私道部分は、これらを一体として私道として供用されている（甲第5ないし第8号証）。

5 申立人は、△△△△から、工事敷地上に建物を新築する工事を請け負った（甲第9号証）。

上記工事を実施するためには、①本件不動産と工事敷地との境界を確認する業務、②工事期間中、工事敷地から本件不動産に越境する足場を設置する業務、③セットバックに伴う本件不動産及び私道部分のアスファルト舗装等の工事を行う業務が必要となる（甲第10号証）。

①については、本件会社の立会いが必要であり、②・③については、本件会社の同意が必要である。注4

6 よって、会社法478条2項に基づき本件会社の清算人の選任を求める。

#### 証拠書類 注5

甲第1号証	申立人の全部事項証明書
甲第2号証	本件会社の閉鎖事項全部証明書
甲第3号証	□□□□の戸籍謄本
甲第4号証	不動産登記事項証明書（本件不動産）
甲第5号証	不動産登記事項証明書（私道部分）
甲第6号証	不動産登記事項証明書（工事敷地）
甲第7号証	本件不動産及びその周辺の公図
甲第8号証	本件不動産及びその周辺の写真撮影報告書
甲第9号証	工事請負契約書
甲第10号証	工事計画書

#### 添付書類

甲号証	各2通
申立人の全部事項証明書	1通
委任状	1通 注6
申立書副本	1通

#### 物件目録

(省略)

以上

注1 このほかに、清算人の報酬等のための予納金が必要になります。なお、予納金については、

事案によって異なりますので、立件後、担当者から連絡します。また、書類等の送付のための郵便切手の予納が必要です。

注2 本申立の管轄裁判所は、清算会社の本店所在地の地方裁判所になります。なお、東京地方裁判所の管轄は、東京23区及び伊豆諸島、小笠原諸島の島しょです。それ以外の東京都の地域は、東京地方裁判所立川支部（〒190-8571 東京都立川市緑町10番地の4）になります。

注3 清算会社の利害関係人（株主、債権者、清算会社の財産についての担保権者など）が清算人選任事件の申立人になります（会社法478条2項、4項）。解散会社の元役員は、解散によって委任関係が終了するので（会社法330条、民法653条）、利害関係人とはいえ、清算人選任事件の申立人になることはできないと考えられています。また、清算会社所有の不動産の近隣の居住者、当該不動産と隣接する不動産の所有者、単に当該不動産の買受けを希望する者などは、それだけでは直ちに利害関係人であるとは認められません。

注4 特定の職務のみを行うことを求めるスポット型の選任を求める場合には、選任される清算人が行うべき事務を具体的に記載し、それを疎明する資料を提出してください。

注5 事案によっては、ここに記載された疎明資料のほかにも、提出を求めることがあります。

注6 代理人による申立ての時は、委任状が必要になります。

注7 東京地方裁判所では、原則として、清算人には弁護士を選任する運用をしています。なお、申立書に清算人の候補者として弁護士を書いても、必ず、その候補者が選ばれるとは限りません。